

少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書

指定数量の5分の1以上（個人の場合は指定数量の2分の1以上）、指定数量未満の危険物を廃止する場合及び指定数量以上の指定可燃物を廃止する場合で一定数量以上のものは、届出書2部を消防長に届け出なければなりません。

提出時期	廃止後、遅滞なく
提出者	貯蔵、又は取り扱っていた者
受付窓口	少量危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っていた場所の所轄消防署、支署、出張所（分遣所を除く。）予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
注意事項	1 届出者の押印が必要です。 2 提出部数は2部です。
根拠法令	西胆振行政事務組合火災予防条例第53条第2項 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

